

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第118号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第5号様式2注以外の部分中

「

耐火構造 準耐火構造（準耐火構造と同等の準耐火性能を有する
ものを含む。） その他

を

」

「

耐火構造（特定主要構造部のみが耐火構造であるものを含む。）
（防火上及び避難上支障がない部分の有無 有 無）
準耐火構造（準耐火構造と同等の準耐火性能を有するものを含む。）
その他

に改め、

」

「※」を削り、同様式注3を次のように改める。

3 「特定主要構造部」とは、建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいいます。

第5号様式2注5中「4」を「5」に改め、同注中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 「防火上及び避難上支障がない部分」とは、主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして建築基準法施行令第108条の3に規定する部分をいいます。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(消防局予防部指導課)